

# 大野市人権施策基本方針

平成30年3月

大 野 市

## 目 次

I	基本的な考え方	
1	策定の背景と趣旨	1
2	基本理念	2
3	推進体制	2
II	人権課題への取り組み	
1	女性	3
2	子ども	4
3	高齢者	6
4	障害者	7
5	同和問題	9
6	外国人	10
7	感染症などの患者	11
8	犯罪被害者等	12
9	さまざまな人権問題	13
III	人権教育・啓発の推進	
1	家庭における取り組み	14
2	地域社会などにおける取り組み	14
3	学校などにおける取り組み	14
4	特定職業従事者に対する人権教育の推進	14
	用語集	16

# I 基本的な考え方

## 1 策定の背景と趣旨

第2次世界大戦後、世界平和と安全の維持などを目的として「国際連合」（以下、「国連」という。）が設立され、国連が中心となって人権が尊重される社会づくりが行われてきました。国連の設立根拠となる条約「国連憲章」前文には、「基本的人権と人間の尊厳及び価値と男女及び大小各国の同権とに関する信念をあらためて確認」することが盛り込まれ、昭和23年の第3回国連総会において、「世界人権宣言」が採択されています。

しかし、そのような取り組みをもってしても、20世紀の世界各地においては、人権が侵害され、差別や地域紛争が多発しました。その教訓を踏まえ、21世紀は「人権の世紀」と呼ばれています。これには、人権尊重が平和の基礎であるという世界共通の認識のもと、21世紀を平和で人権が尊重される世紀にしたいという強い願いが込められています。

国連は、平成7年からの10年間を「人権教育のための国連10年」と定め、平成16年には、「人権教育のための世界計画」を採択するなど、世界各国の取り組みを促進しています。

我が国においても、人権が尊重される社会づくりのため、基本的人権の尊重を日本国憲法の大きな柱として規定してさまざまな取り組みが行われてきました。

国は、平成9年に『「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画』を策定、平成12年には、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」を施行し、人権教育と啓発に関する国、地方公共団体及び国民の責務を明記しました。また、同法に基づき平成14年に「人権教育・啓発に関する基本計画」を策定し、人権教育・啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図っています。

また、平成25年には「いじめ防止対策推進法」が、平成28年には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」、「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」及び「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」がそれぞれ施行され、人権問題に関係する法律の整備が各分野において進んできています。

福井県でも、平成11年に『「人権教育のための国連10年」福井県行動計画』を策定し、平成15年には「福井県人権尊重の社会づくり条例」を施行しました。そして、平成18年には『「人権教育のための国連10年」福井県行動計画』を「福井県人権施策基本方針」として名称変更及び内容の一部を改正し、各種施策を推進しています。

本市においても、平成20年に大野市人権施策推進計画を策定し、国や県などと連携して人権尊重の社会づくりを推進してきました。また、市民の人権感覚の育成に繋がる取り組みとして、平成28年3月に策定した「大野市結の故郷ふるさと教育推進計画」により、家庭や地域において、互いに助け合い、支え合い、思いやる「結の心」の育成を推進しています。

さらに、人権擁護に関する国際的な気運は、近年ますます高まっています。平成27年に国連で先進国と開発途上国が共に取り組むべき「持続可能な開発目標（SDGs<sup>エスディージーズ</sup>※）」が採択されましたが、この目標は、「誰一人取り残さない」を基本的理念とし、その実現にあたっては、国際社会における普遍的価値としての人権の尊重やジェンダー平等が不可欠とされています。本市においても、人権擁護の視点を常に確保しながら、全庁を挙げて取り組みを進めることとしております。

これらの状況を踏まえ、本市の人権施策を体系的に実施するため、この基本方針を策定します。

## 2 基本理念

古くから大野人に連綿と受け継がれてきた、お互いに助け合い、支え合い、思いやる「結の心」を未来に継承しながら、地域、学校、家庭、職域その他のあらゆる場において、市民一人一人が、それぞれの尊厳と権利を認め合い、尊重し合える地域社会を実現することを基本理念とします。

## 3 推進体制

本方針に基づく施策を効果的に推進するため、全庁を挙げて施策に取り組み、関係部局相互の情報共有と連携に努めます。

また、「福井県人権啓発活動ネットワーク協議会※」や「福井県市町人権教育・啓発連絡協議会※」などにおいて、国、県、他の市町、福井県人権擁護委員連合会※などの関係機関と連携、協力して教育や啓発にあたります。

なお、国内外の動向や社会情勢の変化に応じた施策を適切に推進するため、必要に応じて本方針の見直しを行います。

※印の言葉は巻末の用語集で説明しています。

## Ⅱ 人権課題への取り組み

### 1 女性

#### (現状と課題)

男女が互いにその人権を尊重し、ともに責任を負い、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現は、重要な課題となっています。

本市では、平成23年3月に「第2次大野市男女共同参画プラン」を策定し、平成29年2月にはこれを改訂して、男女共同参画の推進に取り組んでいます。

しかしながら、男女共同参画の実現には、地域活動や仕事などあらゆる分野において、多くの課題が残されています。

地域活動においては、男性を中心に運営される場合も多く、性別による固定的な役割分担意識に基づく慣習やしきたりが残っています。

働く場においては、一部で男女の賃金格差があることや、育児を終えた女性の再就職が難しいこと、働く女性が妊娠や出産で不利益な取り扱いを受けるような問題があることなど、実質的な男女平等が達成されていない状況にあります。

また、配偶者又は交際相手からの暴力やセクシュアル・ハラスメント\*などの問題の被害者は女性に多い状況にあります。

こうした状況を踏まえ、固定的な性別役割分担意識の解消を始め、男女がともに活躍しやすい環境づくり、相談体制の充実による女性の安全・安心の確保などの取り組みが必要です。

#### (施策の方向)

①固定的な性別役割分担意識の解消
・地域、学校、家庭、職場その他のあらゆる場において、個人の生き方や意思を尊重し、性別による固定的な役割分担意識の解消に向けた男女共同参画教育や啓発に積極的に取り組みます。
②男女がともに活躍しやすい環境づくり
・政策などの意思決定過程である各種審議会、委員会などへの女性の参画を促進します。 ・雇用の場における男女の平等が図られるよう、企業などへの啓発に努めます。 ・男女の両方が仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）のとれた生活ができるよう、働き続けるための支援と環境づくりに取り組みます。
③女性の安全・安心の確保
・配偶者暴力や多様なハラスメント*など、女性の人権に関連する問題に対し、関係機関と連携して未然防止の取り組みと相談支援体制を充実させ、適切な情報提供を行います。

## 2 子ども

### (現状と課題)

少子化の急速な進行や核家族化の進行、地域のつながりの希薄化、情報化社会の進展など、子どもと子育てを取り巻く環境は、近年大きく変化しています。

こうした変化の下で、子育ての負担感の増大や、育児不安を感じる親の増加に伴い、身体的虐待、ネグレクト\*などの児童虐待に関する相談対応件数が年々増加しています。

また、インターネットや携帯電話の普及により、子どもが思わぬ犯罪に巻き込まれる事件も発生しています。さらに、学校におけるいじめや不登校は、教育のみならず社会的にも大きな問題となっています。

本市では、平成26年6月に「大野市いじめ防止基本方針」を定め、いじめの未然防止や早期発見、早期対応に努めるとともに、平成27年3月に「大野市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、児童虐待防止や子どもの安全の確保、地域における子育て支援を推進しています。また、平成28年3月には「ふるさと教育推進計画」を策定し、子どもと家庭、子どもと地域の関わりを深める取り組みを強化することで、子どもの健全育成を図っています。

子どもの人権に関する多くの問題を解決するためには、今後も家庭、地域や学校、関係機関との連携を一層強化し、子どもを守り育てる体制作りを進めるとともに、子どもの人権について広く市民に教育、啓発していくことが必要です。

### (施策の方向)

#### ①関係機関と連携した虐待の早期発見・早期対応

・要保護児童対策地域協議会において関係機関の連携を強化しながら、地域の日、市民の協力を含め、虐待の早期発見と早期対応、アフターケアに至るまで、切れ目のない総合的な支援を行います。

#### ②家庭や地域の支えによる子どもの健全育成と育児の精神的負担の軽減

・家庭教育力の向上に向けた取り組みや、地域における世代間交流活動や自然体験活動の促進など、ふるさと教育の充実により、家庭と地域の両方で子どもの健全育成を図ります。  
・育児における精神的負担の軽減のために、地域による支援の充実を図り、保育所、幼稚園、認定こども園、学校、家庭、地域社会が一体となった施策を推進します。

#### ③子どもの人権に関する教育及び啓発活動の充実

・学校や人権擁護委員\*、法務局などと連携し、子どもや保護者などに対して、人権啓発活動の充実を図るとともに、インターネットや携帯電話の危険性や正しい扱い方の啓発に努めます。

#### ④相談支援体制の充実

- ・人権に関する子どもや保護者からの相談に対応するため、学校や人権擁護機関など、複数の場における支援体制の充実や周知、連携を図ります。
- ・特にいじめや学校生活に関する相談については、電話や24時間対応のメールによる相談に加え、臨床心理士による支援を実施します。

### 3 高齢者

#### (現状と課題)

我が国では、高齢化が世界に類を見ない速さで進んでおり、本市においては、高齢化率は国や県平均を上回る状況にあります。

急激な高齢化に伴い、高齢者が地域社会から孤立したり、介護に関するさまざまなトラブルが発生したりするなどの現象が起きており、例えば介護をめぐる家族間の不和、高齢者に対する身体的、精神的な虐待や人格軽視、介護離職、再就職が困難であることなどが問題となっています。

本市においては、「越前おおの高齢者福祉計画」に基づき、高齢者が尊厳を保ちながら暮らし続けることができる生涯現役社会の実現を目指して各施策に取り組んでいますが、これらの問題を解決するためには、高齢者を家庭だけではなく地域や社会全体で支える体制を構築することが必要であり、高齢者の権利擁護に関する相談支援の実施や、認知症や介護についての知識の普及啓発、就労や世代間交流の促進、自立支援などの施策を一層推進していくことが重要です。

#### (施策の方向)

##### ①相談体制の充実

・地域包括支援センター\*が中心となって関係機関が連携し、支援を要する高齢者が安心して生活を送ることができるよう、相談体制の充実を図るとともに、虐待の防止や早期発見のため、地域での見守り支援体制づくりに努めます。

##### ②認知症や介護についての知識の普及と高齢者の権利擁護についての啓発

・研修会や講演会などの開催により、認知症への理解や虐待防止について市民への知識の普及、啓発活動を実施します。  
・判断能力の低下した高齢者を守るため、財産権の保護などを目的とした成年後見制度\*の啓発に努めます。

##### ③高齢者の活躍の促進

・公共職業安定所などの関係機関との連携を強化し、就労の場の充実を図ります。  
・地域における世代間の交流を推進することで、高齢者が活躍できる環境を整えます。

##### ④高齢者の自立支援

・高齢者の介護予防を図るとともに、たとえ介護や社会的支援を必要とする状態になっても、その能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう支援に努めます。



## 4 障害者

### (現状と課題)

障害の有無に関わらず、全ての人が住み慣れた地域で安心して暮らし、お互いが人格と個性を尊重し、支え合うことのできるまちづくりを進めていくためには、障害や障害のある人への十分な理解と配慮が不可欠です。

国においては、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、平成28年4月に障害者差別解消法が施行され、障害を理由とする不当な差別的扱いが禁止されるとともに、障害のある人への合理的配慮の提供が行政機関においては法的義務に、民間事業者においても努力義務になりました。

本市においては、障害のある人もない人も、お互いが人格と個性を尊重し、「結の心」で支え合いながら、自立し、生きがいのある暮らしができる安全で安心なまちの実現に向け、「大野市障害者計画」や「大野市障害福祉計画」、「大野市障害児福祉計画」を策定し、障害者福祉の推進に取り組んでいます。

しかし現実には、障害についての知識不足及び理解不足から、障害のある人への偏見や差別意識が見られるなど、心のバリアフリー<sup>\*</sup>化が進まず、障害のある人の社会参加が進みにくい環境にあります。

この問題を解決するためには、障害や障害のある人についての正しい理解や知識の普及とともに、地域、教育、雇用などさまざまな領域における障壁の解消が必要です。

### (施策の方向)

#### ①教育・啓発・広報の推進

・障害や障害のある人についての市民の理解を深め、心のバリアフリー化を進めるため、多様な媒体を活用した広報啓発活動を実施するとともに、学校や関係機関と連携した福祉教育に取り組めます。

#### ②障害のある人の相談体制の充実

・障害者相談支援センターを中心に、相談支援事業所、保健、医療、福祉、教育、労働などの関係機関と連携し、きめ細かな相談支援体制の充実に努めます。

#### ③障害のある人の権利擁護の推進

・障害のある人が地域で自立した生活を送るために、関係機関と連携して日常生活自立支援事業や成年後見制度の普及啓発と活用を促進します。

#### ④障害のある人に配慮したまちづくりの推進

・障害のある人が安心して生活できる住宅の確保、建築物や道路、公園などのバリアフリー化に努め、全ての人が利用しやすいユニバーサルデザイン※の視点に立ったまちづくりを推進します。

・社会福祉協議会やボランティアなどと連携し、障害のある人へのコミュニケーション支援を充実するとともに、行政情報などを提供するうえでの情報バリアフリー化に努めます。

#### ⑤障害のある子どもの教育の充実

・教育、福祉及び保健分野が連携し、障害のある子どもを対象とした特別支援教育※の充実に努めます。

・障害のある子どもが円滑な学校生活を送られるよう、支援員の配置を推進します。

#### ⑥障害のある人の就労の促進・支援

・公共職業安定所などの関係機関との連携を強化し、一般就労に向けた支援、就労定着支援、福祉的就労の場などの充実を図ります。

## 5 同和問題

### (現状と課題)

同和問題は日本固有の人権問題であり、憲法が保障する基本的人権の侵害に関わる重大な社会問題です。

国及び県は、同和対策事業特別措置法に基づいて同和対策事業を推進し、生活環境などの物的な基盤整備は着実に成果を上げてきました。

しかし、結婚や就職などにおいて同和問題に関する偏見や差別意識は全国に依然として存在しており、昨今ではインターネット上での書き込みなどによる差別事象も発生しています。

このような状況の中で、平成28年12月には「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」が施行されました。同法では、現在もなお部落差別が存在することを認め、国に対し、部落差別に関する相談体制の整備、教育と啓発及び実態調査の実施を定め、地方公共団体に対しては、国との役割分担を踏まえながら、実情に応じた施策を実施することを求めています。

同和問題の解決のためには、一人一人が正しい認識を深められるよう、教育と啓発を効果的に進めていくことが必要です。

### (施策の方向)

#### ①同和教育・啓発活動の推進

- ・学校や社会教育、生涯学習施設と連携し、子どもの発達段階や地域社会のニーズに応じた身近な学習と啓発の場の充実を図ります。
- ・同和問題に対する認識を深めるため、福井県人権啓発活動ネットワーク協議会、福井県市町人権教育・啓発連絡協議会などと連携し、各種行事の機会を捉え、啓発活動を実施します。

#### ②市職員・教職員への人権教育の実施

- ・市職員及び教職員が同和問題を始めた人権問題への理解を深めるよう、関係機関が実施する研修などへの積極的な参加を推進します。

#### ③相談体制の充実

- ・人権擁護委員や法務局などと連携し、相談体制の充実と広報に努めます。

## 6 外国人

### (現状と課題)

本市には、平成30年2月現在453人の外国人住民が生活しています。人口の約1.3%にあたり、国籍は中国、韓国、カンボジア、フィリピンなどさまざまです。

今後さらなる国際化が見込まれる中、言語、文化、宗教、生活習慣の違いから生じる偏見や誤解、無知や無関心などにより、身近な暮らしの中でさまざまな問題が生じることがあります。

また近年、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動がいわゆる「ヘイトスピーチ」として、社会的関心を集めています。こうした言動は、人々に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、人としての尊厳を傷つけたり、差別意識を生じさせたりすることになりかねません。

このような情勢の中、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」が平成28年6月に施行され、差別的言動の解消に向けて、地方公共団体は国との役割分担を踏まえ、相談体制の整備や教育、啓発活動の実施に努めるよう規定されました。

本市では、これまで国際理解教育推進員の配置や、公民館における国際理解講座の実施などにより、市民の国際意識の高揚に努めてきましたが、外国人の人権に関する問題を解決するためには、今後も外国人の持つ文化や多様性を理解するための教育に努めるとともに、市民一人一人が誤った情報や偏見にとらわれない人権感覚を身につけることや、外国人からの人権に関する相談に対応していくことが必要です。

### (施策の方向)

#### ①国際交流・国際理解教育の実施

・国際交流事業や学校における国際理解教育などを通して、お互いの価値観や人権を尊重する意識を養うとともに、国際的視野に立った「結の心」を育むように努めます。

#### ②外国人の人権に関する啓発の実施

・人権擁護委員と連携し、事業所などにおいて外国人の人権擁護に関する啓発を行います。

#### ③外国人の相談支援体制の充実

・外国人からの人権に対する相談について、法務局などの関係機関の相談窓口への案内に努めます。

## 7 感染症などの患者

### (現状と課題)

ハンセン病\*患者、元患者及びエイズ\*患者、HIV\*感染者を始めとする感染症などの患者に対する差別及び偏見は、それぞれの病気についての正しい知識と理解が不足しているために生まれる場合があります。

知識や理解の不十分さなどに起因する差別や偏見によって、社会生活の中で周囲の偏見の目を恐れて、生きづらさを抱えている人がいます。家族やパートナーなども同様に差別や偏見に苦しめられることもあります。また、従来感染症のほか、今後も、新たな感染症やさまざまな疾病について、偏見や差別が生じてしまう恐れがあります。

これらの問題を解消するためには、感染症などについての正しい知識の普及啓発を図ることが必要です。また、どのような病気又は感染症であっても、その当事者や家族などが不利益を被ることなく、安心して治療を受けることができ、地域で生活できる社会づくりが必要です。

### (施策の方向)

#### ①感染症などに関する知識の普及啓発

・学校教育などの場において、感染症などに関する正しい知識の普及に努め、偏見及び差別意識の解消を図ります。

#### ②感染症などに関する情報提供及び相談窓口の充実

・感染症などに関する市民への情報提供を正確かつ迅速に行うとともに、国や県の相談窓口への案内に努めます。

#### ③医療機関でのプライバシー保護

・市の医療施設、保健施設でのプライバシー保護に努め、民間医療機関に対しても協力を求めます。

## 8 犯罪被害者等

### （現状と課題）

多くの犯罪被害者とその家族や遺族（以下、「犯罪被害者等」という。）は、犯罪による直接的な被害に加え、精神的ショックや経済的、時間的負担、さらには、うわさ話、一部のマスメディアの過度な取材や報道によるストレスなどさまざまな二次的被害を受けています。

国は、「犯罪被害者等基本法」に基づき、平成17年に「犯罪被害者等基本計画」を策定し、犯罪被害者等や支援者の要望なども踏まえて、推進すべき具体的な施策及び支援のための体制整備などをまとめました。

福井県内では、福井被害者支援センター\*が平成21年4月に公益社団法人の認定を受け、同年9月に公安委員会から早期援助団体の指定を受けて活動しており、電話や面接相談、付き添いなどの直接支援を通じて、犯罪被害者等が抱えている悩みの解決、心のケアなどの支援を行っています。

犯罪が多岐にわたり、犯罪被害者等に生ずる問題は複雑であるため、犯罪被害者等に対する理解と支援が一層求められており、関係機関の相互連携により、犯罪被害者等の人権に関する教育と啓発、相談体制の強化を一層推進することが必要です。

### （施策の方向）

#### ①関係機関と連携した相談体制の充実・支援の推進

- ・犯罪被害者等の人権相談に対応するために、福井被害者支援センター、警察機関、日本司法支援センター（法テラス）\*などの相談窓口への案内に努めます。
- ・犯罪被害給付制度\*などの犯罪被害者等支援に関する各種制度の広報、情報提供を実施し、被害の緩和を図ります。

#### ②犯罪被害者等の人権についての啓発

- ・市民一人一人が、犯罪被害者等の置かれている立場と人権についての意識を高めるよう、犯罪被害者等の抱える問題や心の痛みの理解についての啓発活動を推進します。

## 9 さまざまな人権問題

### (現状と課題)

前述のほかにも、さまざまな人権問題が存在します。

例えば、インターネットの急速な普及により、その匿名性を悪用した他人への誹謗中傷や差別表現の書き込み、個人情報の流出・漏えいなど、人権に関わるさまざまな問題が発生しています。インターネット上に流された情報は世界中で広まる危険性があるとともに、取り締まりや完全な削除は困難で、長期間にわたる人権侵害を引き起こすこともあります。

また、性的指向や性自認における少数派（性的マイノリティ<sup>※</sup>）の人や、刑を終えて出所した人への偏見や差別意識の解消が課題となっています。

このほかにも、災害が発生すると被災者の人権が著しく制限されることがあり、災害の応急対策及び復旧に加えて基本的な人権への配慮が求められています。

このように、社会の変化にともなって多様な人権問題の解決が求められています。

人権は誰もが等しく持っており、同じ社会の一員として円滑な生活を営むために、お互いの個性を認め合うことが必要であり、さまざまな人権問題の解決のためには、正しい認識と理解を深めるための教育と啓発を進めることが必要です。

### (施策の方向)

①さまざまな人権問題に関する教育・啓発
・法務局、人権擁護委員、保護司会などと連携し、さまざまな人権問題に関する啓発を進めます。 ・学校において、インターネットの利用や性的マイノリティなどについて正しい知識と人権感覚を身につけるための教育を実施します。
②相談体制の充実
・法務局、人権擁護委員、県などの人権に関する相談窓口への案内に努めます。

## Ⅲ 人権教育・啓発の推進

### 1 家庭における取り組み

家庭は教育の出発点であり、家族とのふれあいを通して、善悪の判断、命の尊重など人権意識の基本的な習得の場として重要な役割を果たしています。家庭教育においては、正しい人権感覚を持って子どもと接することが重要であるとともに、ふるさと教育を推進する中で、子育てや家事などに男女が協力して当たるなど、家族が互いに尊重し助け合う意識づくりを進めることも重要です。

このため、家庭教育に関する学習機会や情報の提供を通して、人権思想の普及、啓発に努めます。

### 2 地域社会などにおける取り組み

市民一人一人が人権問題についての理解と認識を深め、人権尊重意識を高めるためには、地域社会や事業所などにおいても啓発活動を推進することが重要です。また、人権に関わる諸問題に対して、学校や家庭、地域社会などが連携を図りながら、それぞれの役割を果たしていくことが必要です。

このため、地域や事業所などにおける啓発に努めるとともに、公民館活動を始めとする社会教育の場において、地域における世代間交流事業や体験活動を促進する中で、人権に関する学習と理解を深めるように努めます。

### 3 学校などにおける取り組み

保育所、幼稚園、認定こども園、小・中学校は、子どもが家族と離れ他人との関わりの中で社会性を育む場でもあります。園や学校での生活を通して、人権尊重の意識を高め、命の大切さや人の痛みが理解できる心、お互いの違いを認め合う心など豊かな人間性を培うことが重要です。

このため、保育士や教職員などへの人権教育の充実を図り、子どもの発達段階に応じて人権の大切さを体得できるよう取り組むとともに、家庭、地域、関係機関との連携を深め、教育と啓発に努めます。

また、幼児や児童、生徒の人権に十分配慮し、一人一人を大切にされた教育活動や学校運営が行われるように努めます。

### 4 特定職業従事者に対する人権教育の推進

公務員、教職員、社会教育関係職員、福祉関係職員、消防職員、医療関係者などは、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」において「人権に関わりの深い特定の職業に従事する者」と規定され、人権教育・啓発の取り組みの強化が求められています。



これらの従事者は、それぞれの分野において、人権に関する責任の重大性を認識し、自覚と使命感を持って職務に当たることが重要です。

このため、とりわけ市職員に対しては、関係機関の実施する研修への計画的な参加を通じて人権擁護の意識を高めるほか、その他市内の特定業種従事者に対しては、人権問題に関連する情報の提供などを行うことで、人権についての意識の醸成を図ります。

## 用語集（五十音順）

	用語	解説
え	エイズ 11頁に記載	後天性免疫不全症候群。HIV感染によって生じ、適切な治療が施されないと重篤な全身性免疫不全により日和見感染症や悪性腫瘍を引き起こす状態をいう。
え	HIV 11頁に記載	ヒト免疫不全ウイルス。エイズの原因となるウイルスで、人の免疫細胞に感染してこれを破壊する。
え	<small>エスディーゼーゼス</small> SDGs 2頁に記載	持続可能な開発目標。平成27年9月に国連本部で開催された「国連持続可能な開発サミット」において150を超える加盟国首脳に参加のもと採択された成果文書「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中で設定された目標。17の目標と169のターゲットからなる。
し	人権擁護委員 2、4、9、10、 13頁に記載	人権擁護委員法に基づき、基本的人権の擁護や、人権思想の普及と高揚を目的に置かれる民間ボランティア。現在、全国で約14,000人、大野市内では8人が法務大臣から委嘱され、人権相談業務や街頭啓発など、積極的な人権擁護活動を行っている。
せ	性的マイノリティ 13頁に記載	性的指向（人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうか）や性自認（自分の性をどのように認識しているか）などの性に関する場面における少数派＝マイノリティのことを指す。性的指向及び性自認に関しては、LGBT（L＝レズビアン（女性の同性愛者）、G＝ゲイ（男性の同性愛者）、B＝バイセクシュアル（両性愛者）、T＝トランスジェンダー（こころの性とからだの性との不一致。））という呼称が用いられることがある。
せ	成年後見制度 6、7頁に記載	知的障害、精神障害、認知症などにより判断能力が十分でない成年者が、財産管理や身上看護（施設や介護の選択）についての契約・遺産分割などの法的行為を行うのが困難な場合などに、これらの人を保護し、支援する制度。
せ	セクシュアル・ハラスメント 3頁に記載	性的ないやがらせ。相手の意に反した性的な性質の言動で、身体への接触、性的な関係の強要、衆目に触れる場所でのわいせつな写真の掲示など、男女を問わず様々な態様のものが含まれる。特に雇用の場においては、対価型セクシュアル・ハラス

	用語	解説
		メント（職務上の地位を利用して性的な関係を強要し、拒否した人に対し一定の不利益を負わせる行為）や環境型セクシュアル・ハラスメント（職場内での性的な言動により働く人を不快にさせ、職場環境を損なう行為）に分けられる。
ち	地域包括支援センター 6 頁に記載	高齢者が住みなれた地域でいきいきとした生活が持続できるよう、高齢者の多様なニーズ・相談に総合的に対応し、介護に関する必要なサービスを包括的・継続的に調整する地域の拠点となる機関。その主な機能として、高齢者のための、①総合相談支援、②虐待の早期発見・防止などの権利擁護、③包括的・継続的ケアマネジメント支援、④介護予防ケアマネジメント等がある。
と	特別支援教育 8 頁に記載	障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。
に	日本司法支援センター（法テラス） 1 2 頁に記載	刑事・民事を問わず、国民がどこでも法的なトラブルの解決に必要な情報やサービスの提供を受けられるようにしようという構想のもと、綜合法律支援法に基づき、平成 1 8 年 4 月 1 0 日に設立された法務省所管の公的な法人。
ね	ネグレクト 4 頁に記載	児童虐待、障害者虐待、高齢者虐待の一つで、養育者が衣食住の世話を放棄すること。子どもに対するネグレクトは育児放棄、育児怠慢、監護放棄ともいう。
は	ハラスメント 3 頁に記載	いろいろな場面での「嫌がらせ、いじめ」をいう。その種類は、性的なセクシュアル・ハラスメント、職務権限を背景にした職場でのパワー・ハラスメントなどさまざまであるが、他者に対する発言、行動などが本人の意図には関係なく、相手を不快にさせたり、尊厳を傷つけたり、不利益や脅威を与えたりすることを指す。
は	バリアフリー 7、8 頁に記載	障害のある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、もともと住宅建築用語で登場し、段差等の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く障害のある人の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。
は	犯罪被害給付制度	殺人などの故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた犯罪被害

	用語	解説
	12頁に記載	者の遺族又は重症病若しくは障害を負わされた犯罪被害者に対して、社会連帯共助の精神に基づき、国が被害者等給付金を支給する制度。
は	ハンセン病 11頁に記載	らい菌(1873年ノルウェーのA・ハンセンによって発見)によって起こる感染症。病原性は弱く、たとえ感染しても発病することはまれである。以前の病名は「らい病」で、遺伝病と誤解された時代もあった。新薬プロミンの出現により、適切な治療を行えば治癒する疾患となった。
ふ	福井県市町人権教育・啓発連絡協議会 2、9頁に記載	人権、同和問題の教育と啓発に関する施策について、県と市町が情報交換などにより連携を深め、人権が尊重される社会の実現を図ることを目的として設置された協議会。
ふ	福井県人権啓発活動ネットワーク協議会 2、9頁に記載	福井県内に所在する人権啓発活動に関わる機関等が連携・協力関係を確立し、県内における各種人権啓発活動を総合的かつ効果的に推進することを目的に設置された協議会。福井県地方務局が事務局で、現在、県、県内全市町、福井県人権擁護委員連合会が構成員となっている。
ふ	福井県人権擁護委員連合会 2頁に記載	人権擁護委員法に基づき、都道府県ごとに置かれる人権擁護委員連合会の一つで、福井県内の4つの人権擁護委員協議会(福井、武生、敦賀、小浜)で組織される。大野市内の人権擁護委員は福井人権擁護委員協議会に所属している。
ふ	福井被害者支援センター 12頁に記載	事件、事故等の被害者及びその家族又は遺族に対して、精神的支援その他各種支援活動を行い、被害からの早期回復及び負担軽減を図るとともに、支援活動を通じて、社会全体の被害者支援意識の高揚及び地域の安全に寄与することを目的に設立された民間団体。現在、福井県警察本部葵分庁舎(福井市宝永3丁目)に事務所を置き活動している。
ゆ	ユニバーサルデザイン 8頁に記載	年齢、性別、身体、国籍など人々が持つさまざまな特性の違いを超えて、始めからできるだけすべての人が利用しやすいように配慮して、施設、建物、製品、環境、行事等をデザイン(計画・実施)していこうとする考え方。

